

平成 27 年 12 月市議会定例会提出予定案件

(議 案)

- 1 茨木市市税条例の一部改正について
- 2 茨木市個人番号の利用に関する条例の制定について
- 3 茨木市個人番号カードの利用に関する条例の制定について
- 4 茨木市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について
- 6 茨木市市民総合センター条例の一部改正について
- 7 茨木市高齢者活動支援センター条例及び茨木市多世代交流センター条例の一部改正について
- 8 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 9 茨木市忍頂寺スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 10 市営土地改良事業の施行について
- 11 字の区域及び名称の変更等について
- 12 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 13 工事請負契約締結について（茨木松ヶ本線道路新設工事）
- 14 不動産（土地）取得について（千提寺菱ヶ谷遺跡整備用地）
- 15 平成 27 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 2 号）
- 16 平成 27 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 17 平成 27 年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第 1 号）

(報 告)

- 1 平成 27 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 平成 27 年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 3 平成 27 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

議案第 68 号	茨木市市税条例の一部改正について
○ 地方税法等の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ① 市民税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免の申請期限の統一 (旧) 市民税 : 「速やかに」 - 軽自動車税、特別土地保有税 : 「納期限前 7 日までに」 ⇒ (新) 市民税、軽自動車税、特別土地保有税 : 「納期限までに」 ② 個人番号及び法人番号に関する規定 (申請時の法人番号の記載等) の追加 ③ 旧 3 級品の製造たばこに係るたばこ税の軽減税率の特例を廃止するとともに、経過措置として、平成 31 年 4 月までの間に段階的に引上げ (1 箱 < 20 本 > あたり税額 128.64 円の増額) ④ 法人市民税における恒久的施設 (国内にある外国法人の支店や工場等) に係る定義が地方税法に明記されたことに伴う引用法律の変更 (法人税法→地方税法) ・ 施行日 ① 公布の日 ② 平成 28 年 1 月 1 日 ③、④ 平成 28 年 4 月 1 日	
議案第 69 号	茨木市個人番号の利用に関する条例の制定について 11 頁参照
○ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う条例の制定 ・ 制定内容 ① 「個人番号」「特定個人情報」等の定義を規定 ② 社会保障・税・災害対策等の分野で、行政の効率化や市民の利便性の向上等を図ることを目的に、個人番号の独自利用及び規則で定める同一機関内での庁内連携が可能な「個人番号の利用範囲」について規定 - ア 独自利用を行う事務 (老人医療費助成事務ほか 4 事務) - イ 庁内連携を行う事務 (介護保険の保険給付、保険料の徴収に関する事務ほか 25 事務及び番号法において他機関と連携可とされる事務) ・ 施行日 平成 28 年 1 月 1 日	

議案第 70 号	茨木市個人番号カードの利用に関する条例の制定について
○ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う条例の制定 ・ 制定内容 個人番号カードのＩＣチップ内の空き領域を利用する事務を規定 ア 自動交付機による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付に関する事務 イ 自動交付機及び窓口による印鑑登録証明書の交付に関する事務 ・ 施 行 日 平成２８年１月１日	
議案第 71 号	茨木市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について
○ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①個人番号カードの交付を受け、かつ、多機能端末機（コンビニエンスストア設置の端末機）による印鑑登録証明書の交付ができることに同意したときは、印鑑登録証を交付したものとみなす旨の規定を追加 ②「茨木市個人番号カードの利用に関する条例」の規定により、個人番号カードに「自動交付機」及び「窓口」による印鑑登録証明書の交付を受けることができる機能等を記録したときは、印鑑登録証を交付したものとみなす旨の規定を追加 ・ 施 行 日 平成２８年１月１日	

議案第 72 号	茨木市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について
	○ 個人番号（マイナンバー）制度の開始により「住民基本台帳法」が改正されることに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 住民基本台帳法の住民基本台帳カードの交付に関する規定が削除されることに伴い、既に交付された住民基本台帳カードの取扱いは従前と変わらない旨を規定する。 （住民基本台帳カード発行から 10 年間は有効） ・ 施 行 日 平成 28 年 1 月 1 日
議案第 73 号	茨木市市民総合センター条例の一部改正について
	○ 「消費者安全法」の改正に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について定め、事業について整理する。 ①消費生活センターについて次の事項を規定 - ア 名称及び住所等の公示 - イ 職員及び消費生活相談員の配置 - ウ 消費生活相談員の人材等の確保 - エ 職員に対する研修 - オ 情報の安全管理 ②消費生活センターにおける事業について整理 - ア 消費者安全法に掲げる事務 - イ 消費者教育の推進 - ウ 消費生活関係団体の活動支援 - エ センターの設置目的を達成のために必要な事業 ③非常勤嘱託員の名称を「消費生活コンサルタント」から「消費生活相談員」に変更 ・ 施 行 日 平成 28 年 4 月 1 日

議案第 74 号	茨木市高齢者活動支援センター条例及び茨木市多世代交流センター条例の一部改正について
	○ 高齢者活動支援センター及び多世代交流センターの利用を促進するため、附帯設備の充実を図ること等に伴う所要の改正 - 改正内容 ①現状の囲碁等のほか、卓球台やダーツ等さらなる附帯設備の充実を図る。 (旧) 囲碁、将棋、マッサージ機、電位治療器、バンパー (新) 規則で定める附帯設備 ②多世代交流センターの利用料金を徴収する利用者の規定に、こども交流・支援センターを利用することができる者（１８歳以下の者及びその保護者）を除く旨を追加 - 施行日 平成２８年４月１日
議案第 75 号	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	○ 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正 [国家戦略特別区域限定保育士] 資格取得後３年間は受験した自治体（都道府県）のみで働く資格を付与された保育士（登録後３年経過すれば、全国で保育士として働くことが可能） - 改正内容 保育士の確保を図るため、大阪府において国家戦略特別区域限定保育士事業が実施されることに伴い、次の事項における「保育士」について、「国家戦略特別区域限定保育士」を含む旨を追加 ①家庭的保育者等の「保育士」 ②事業所内保育事業所の職員配置基準の「保育士」 ③放課後児童支援員の資格要件である「保育士」 - 関係条例の改正 ①茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ②茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 ③茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 - 施行日 公布の日

議案第 76 号	茨木市忍頂寺スポーツ公園の指定管理者の指定について	
○ 施設の名称	茨木市忍頂寺スポーツ公園	
○ 指定管理者	東京都中央区新川 1 丁目 2 1 番 2 号茅場町タワー 2 階 明治一富士グループ	
○ 指定の期間	平成 2 8 年 4 月 1 日～平成 3 3 年 3 月 3 1 日	
議案第 77 号	市営土地改良事業の施行について	
○ 平成 2 7 年 7 月発生	の台風 1 1 号の豪雨により被災した農地等の災害復旧事業 の施行	
・事業名	農林業施設災害復旧事業	
・総事業費	5 0 , 2 8 4 , 0 0 0 円	
・施行場所	茨木市大字銭原 8 5 番ほか 4 4 か所	
・事業期間	平成 2 7 年 1 2 月議決日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日	
・根拠法	土地改良法第 9 6 条の 2 第 2 項	
議案第 78 号	字の区域及び名称の変更等について	12 頁参照
○ 地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、町及び字の区域並びに名称を変更する。		
・変更する区域	大字粟生岩阪、大字宿久庄、大字清水及び大字佐保の一部を変更し、彩都あかねを新設	

議案第 79 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について		
○ 大阪広域水道企業団規約の変更を協議することについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。 ・ 主な内容 大阪広域水道企業団の共同処理する事務に四條畷市、太子町、千早赤阪村に係る水道事業の経営に関する事項を追加			
議案第 80 号	工事請負契約締結について（茨木松ヶ本線道路新設工事）		13 頁参照
○ 契約の方法 一般競争入札 ○ 契約の金額 443,493,360 円 ○ 契約の相手方 大阪市淀川区宮原四丁目 4 番 50 号 まがら 真柄建設 株式会社 大阪事業部 執行役員 事業部長 おくむら よしひろ 奥村 嘉弘 ○ 工事場所 茨木市松ヶ本町ほか地内 ○ 工事内容 施工延長 L = 150.0 m 土工、舗装工、排水構造物工、縁石工、擁壁工、附帯工、撤去工、仮設工 各一式 ○ 工事完了予定日 平成 30 年 3 月 9 日			
議案第 81 号	不動産（土地）取得について（千提寺菱ヶ谷遺跡整備用地）		14 頁参照
○ 取得の金額 36,350,150 円 ○ 取得の相手方 土地共有者 なか たに たかし 中 谷 孝 ほかに 24 人 ○ 取得予定日 平成 28 年 1 月 29 日 ○ 取得の物件 所在地 茨木市大字千提寺 36 番 1 の一部 地 目 山林 面 積 7,270.03 m²			

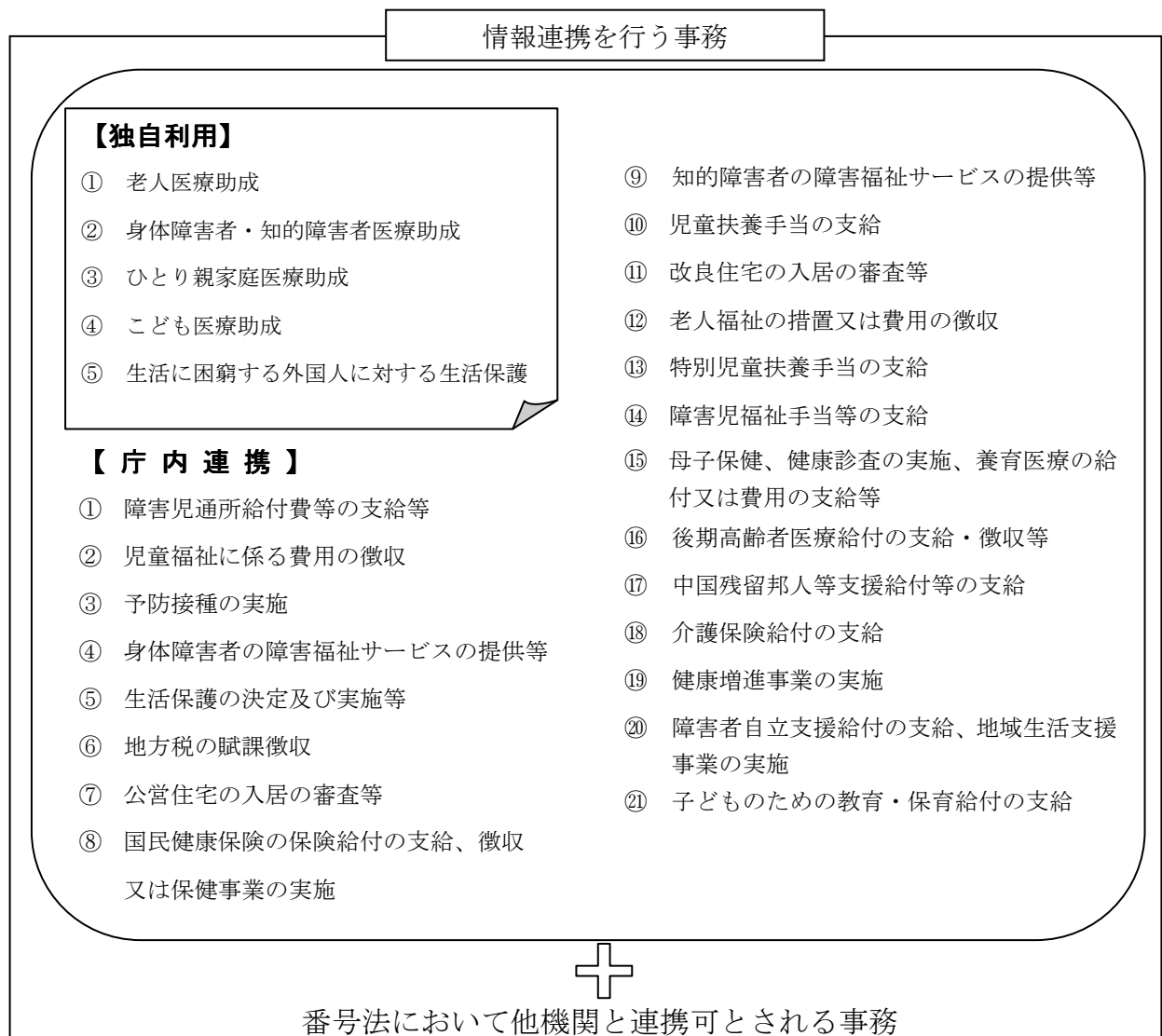
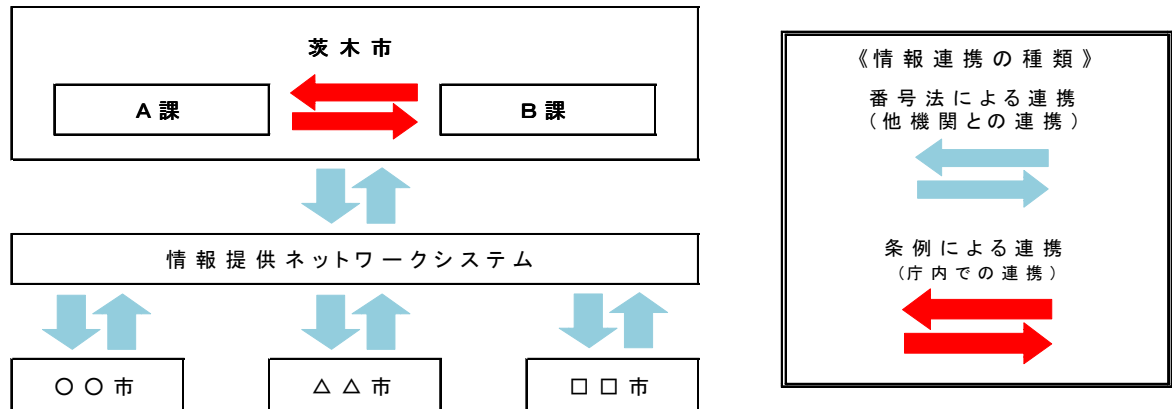
議案第 82 号	平成 27 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 2 号）		
○ 補正額 330,124 千円（補正後 88,523,441 千円－補正前 88,193,317 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・ 地方特例交付金	△5,819 千円	・ 人件費	△18,714 千円
・ 分担金及び負担金	12,318 千円	・ 物件費	△102,844 千円
・ 国庫支出金	12,702 千円	・ 補助費等	259,881 千円
・ 府支出金	△6,641 千円	・ 投資的経費	11,785 千円
・ 寄附金	171,797 千円	・ その他の経費	180,016 千円
・ 繰越金	102,794 千円		
・ 諸収入	42,973 千円		
・ 繰越明許費補正			
（追加）農林業施設災害復旧事業		50,284 千円	
・ 債務負担行為補正			
（追加）忍頂寺スポーツ公園指定管理料			
・ 期 間 平成 28 年度より平成 32 年度まで			
・ 限度額 施設管理経費 295,000 千円			
議案第 83 号	平成 27 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 8,219 千円（補正後 15,973,441 千円－補正前 15,965,222 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・ 繰入金	8,219 千円	・ 総務費	8,219 千円
議案第 84 号	平成 27 年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第 1 号）		
○ 収益的収支			
・ 収入 △182 千円（補正後 7,247,174 千円－補正前 7,247,356 千円）			
・ 支出 △1,275 千円（補正後 6,637,257 千円－補正前 6,638,532 千円）			
○ 資本的収支			
・ 収入 182 千円（補正後 3,341,185 千円－補正前 3,341,003 千円）			
・ 支出 182 千円（補正後 5,453,243 千円－補正前 5,453,061 千円）			

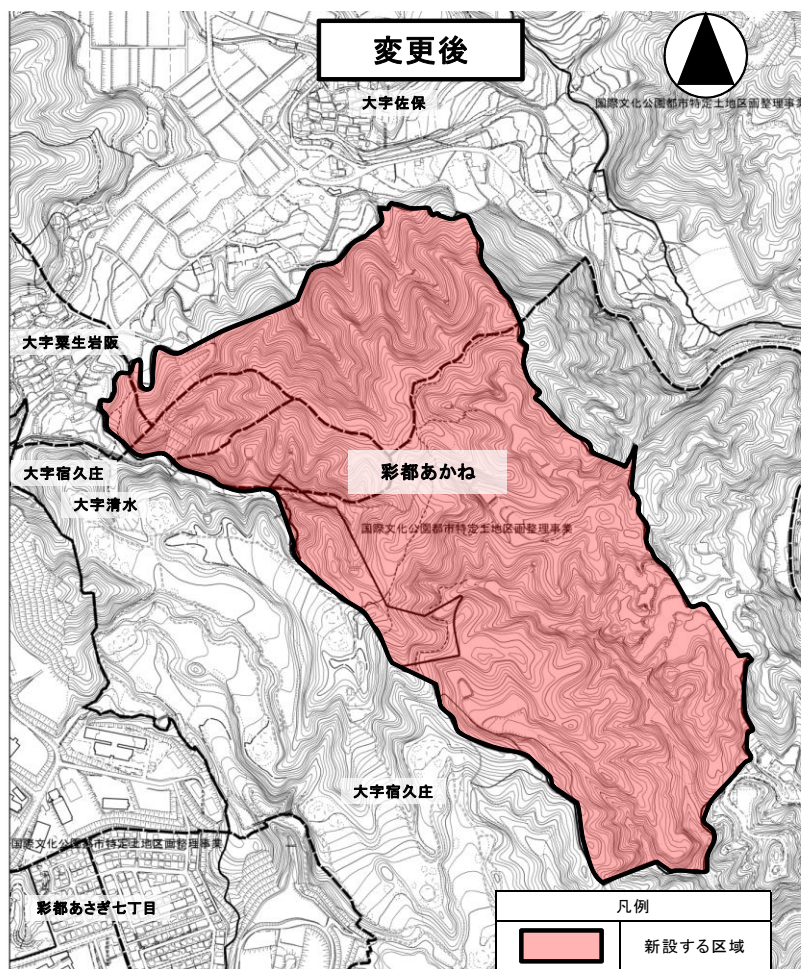
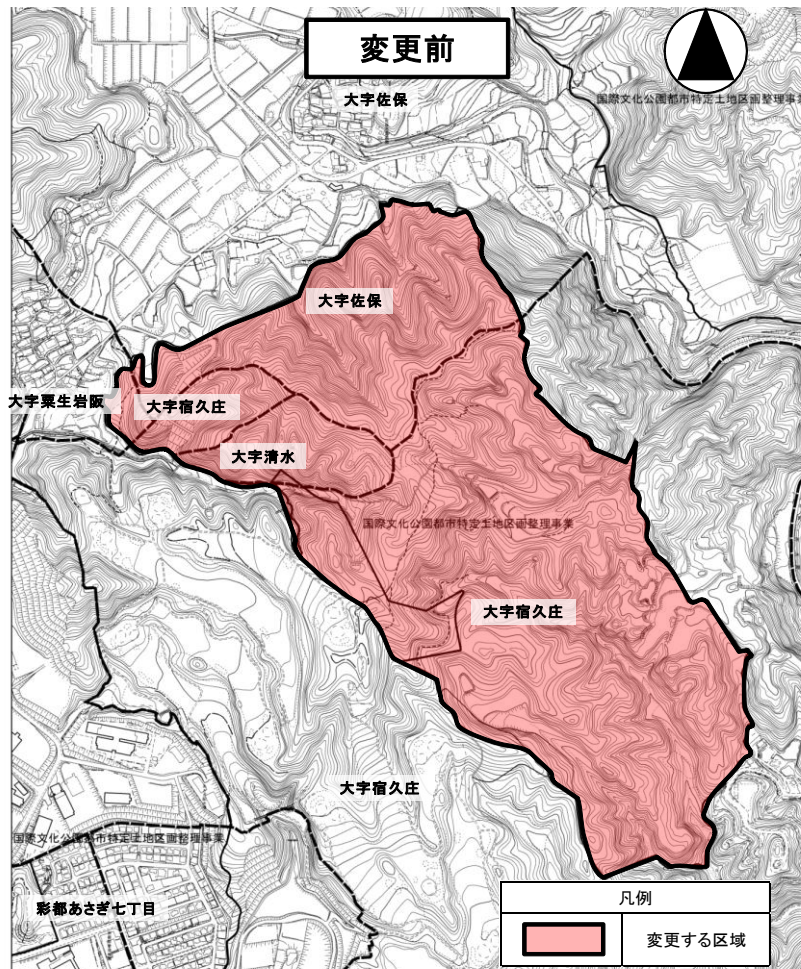
報告第 20 号	平成 27 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 平成 27 年 9 月 30 日現在の財政状況の報告	
報告第 21 号	平成 27 年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
○ 平成 27 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告	
報告第 22 号	平成 27 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
○ 平成 27 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告	

茨木市個人番号の利用に関する条例について

番号法に規定されていない事務で、市独自に個人番号（マイナンバー）を利用する事務（独自利用事務）及び市の機関内部で情報連携（庁内連携）する内容について規定する。

<情報連携のイメージ>





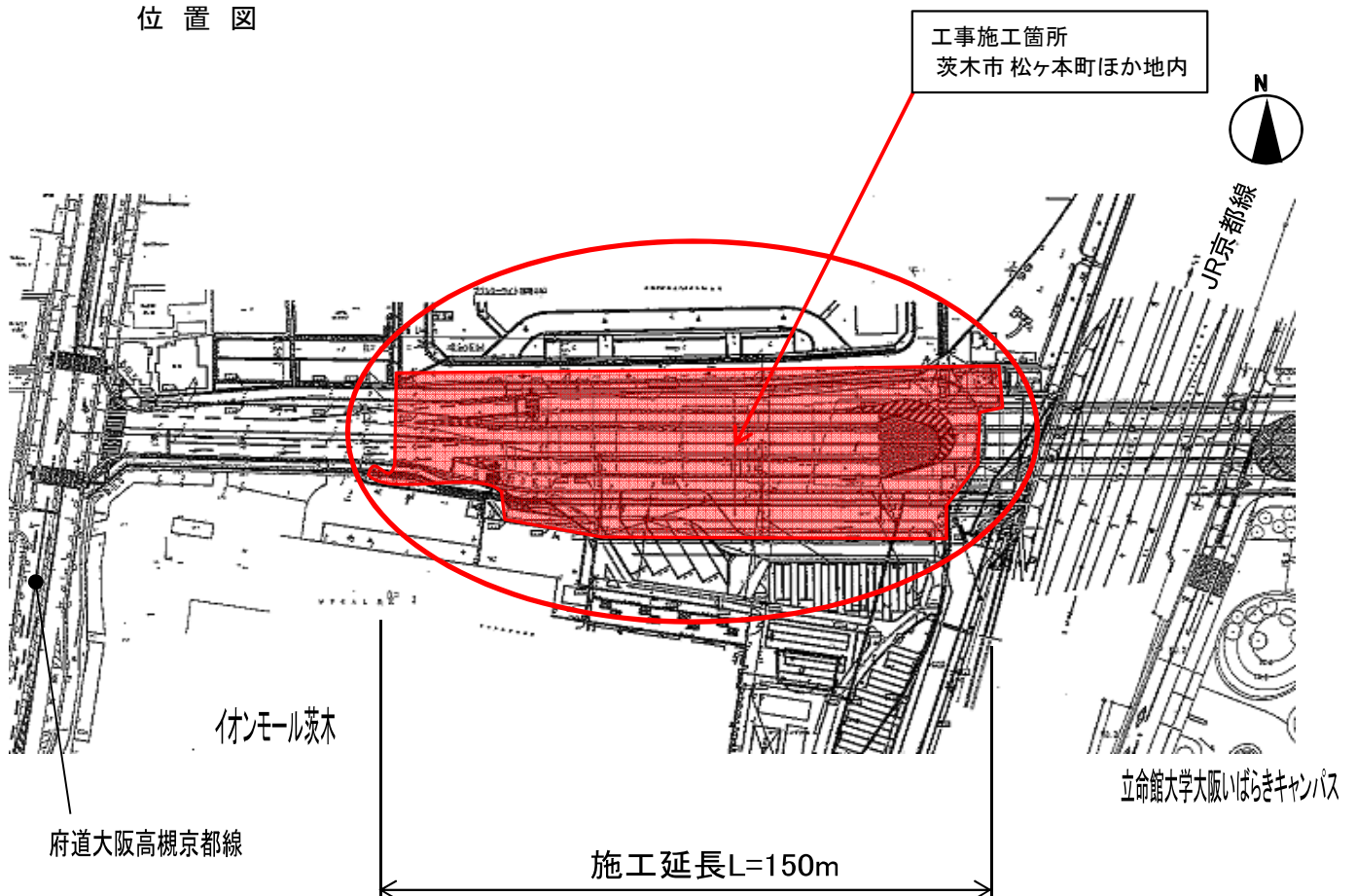
茨木松ヶ本線道路新設工事

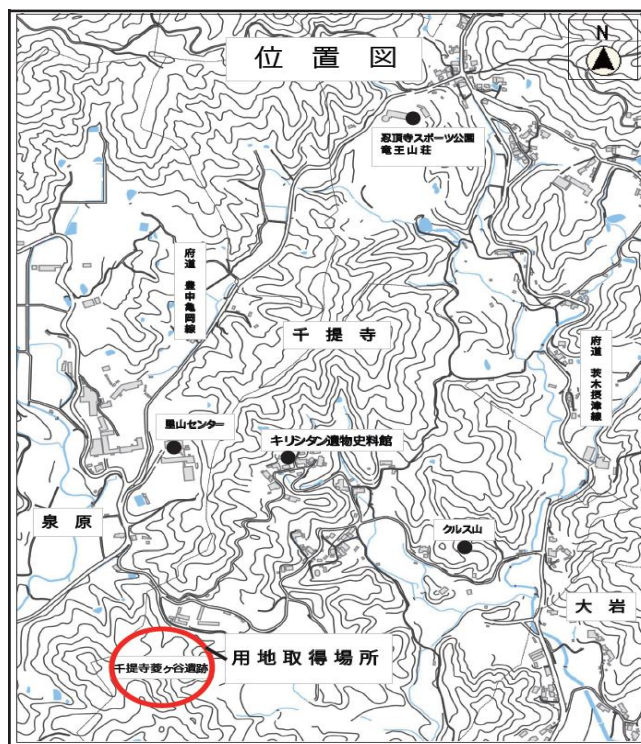
工事概要

施工延長 L=150m

土工	一式
舗装工	一式
排水構造物工	一式
縁石工	一式
擁壁工	一式
附帯工	一式
撤去工	一式
仮設工	一式

位置図





土地取得範囲図(千提寺36番の1の一部)



※ 取得範囲 (面積 : 7,270.03 平方メートル)

平成27年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳入)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
9 地方特例交付金	△ 5,819		△ 5,819	
12 分 担 金 及 び 負 担 金	12,318	12,318		災害復旧費分担金 12,318
14 国 庫 支 出 金	12,702	12,702		耕地等災害復旧費国庫補助金 9,651 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 1,593 選挙人名簿システム改修費補助金 1,458
15 府 支 出 金	△ 6,641	△ 6,641		府議会議員選挙費委託金 △6,641
17 寄 附 金	171,797	171,797		社会福祉事業寄附金 171,797
19 繰 越 金	102,794		102,794	純繰越金 102,794
20 諸 収 入	42,973	30,138	12,835	保険給付金 11,300 コミュニティ助成金収入 11,000 競艇組合配分金 6,517
補 正 額 A	330,124	220,314	109,810	
補正前の予算額 B	88,193,317	31,911,110	56,282,207	
補正後の予算額 A + B	88,523,441	32,131,424	56,392,017	

平成27年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳 出)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 2,201	△ 2,201					
2 総 務 費	68,918	85,041	△ 16,121		△ 2		
3 民 生 費	404,876	△ 39,062			262,329	1,593	180,016
4 衛 生 費	△ 141,759	△ 58,791	△ 81,139			△ 1,829	
6 農 林 水 産 業 費	3,733	8,250				△ 4,517	
7 商 工 費	7,592	7,592					
8 土 木 費	12,413	12,413					
9 消 防 費	26,922	26,922					
10 教 育 費	△ 110,935	△ 58,878	△ 5,584		△ 2,446	△ 44,027	
11 災 害 復 旧 費	60,565					60,565	
補 正 額 A	330,124	△ 18,714	△ 102,844		259,881	11,785	180,016
補正前の予算額 B	88,193,317	14,430,601	15,926,450	25,032,474	7,197,243	11,193,288	14,413,261
補正後の予算額 A + B	88,523,441	14,411,887	15,823,606	25,032,474	7,457,124	11,205,073	14,593,277

12月補正予算の内容について

1 基本方針

純繰越金や国庫補助金等の歳入の追加及び事業費確定等に伴う歳出の減額による財源を活用し、台風11号の豪雨によって被災した農地・道路の災害復旧費や介護施設へのスプリンクラー等の設置補助などを追加するとともに、福祉事業への活用を目的に収受した市民からの寄附金を福祉事業推進基金へ積み立てる。

なお、指定管理者の更新に伴う忍頂寺スポーツ公園の指定管理料について、債務負担行為を設定する。

2 主な内容

(1) 台風災害の対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
台風11号		60,565	21,969	38,596
農林業施設の災害復旧 【繰越明許費】	平成27年7月に発生した台風11号の豪雨により被災した農地等の災害復旧を行う。 被災件数：45件（被害総額50,284） 補正額35,284＝50,284－補正前15,000 【歳入】耕地等災害復旧費補助金(国) 災害復旧費受益者分担金	35,284	21,969	13,315
道路の災害復旧	平成27年7月に発生した台風11号の豪雨により被災した道路の災害復旧を行う。 被災箇所：12件（被害総額44,320） 補正額25,281＝44,320－補正前19,039	25,281		25,281

(2) 福祉の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
介護保険の充実		1,593	1,593	
地域密着型介護施設の整備補助	国庫補助金を活用し、地域密着型介護施設へのスプリンクラー等設置補助を行う。 【歳入】地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(国)	1,593	1,593	

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
基金の充実		171,797	171,797	
福祉事業推進基金への積立て	福祉の充実を目的とした市民からの寄附金を今後の福祉施策に有効活用するため、福祉事業推進基金へ積み立てる。 【歳入】社会福祉事業寄附金	171,797	171,797	
合 計		173,390	173,390	

(3) 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 限度額
繰越明許費		
農林業施設災害復旧事業	工事の設計に時間を要し、また被災件数が多いことから、年度内に事業が完了しないため。	50,284
債務負担行為		
忍頂寺スポーツ公園指定管理料	忍頂寺スポーツ公園の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 〔期 間〕平成28年度～平成32年度 〔限度額〕295,000千円	295,000

(4) 特別会計・企業会計

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費
特別会計・企業会計		
介護保険事業特別会計（補正第1号）	職員配置の確定等に伴う職員給の追加 〔歳入〕繰入金 8,219 〔歳出〕総務費 8,219	8,219
下水道等事業会計（補正第1号）	職員配置の確定等に伴う職員給の追加及び流域下水道維持管理負担金の減 ・収益的収支 収入 △182、支出 △1,275 ・資本的収支 収入 182、支出 182	△ 1,093